

環境基本法の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の指定（昭和47年岩手県告示第558号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前					改正後					
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類 型の指定					別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類 型の指定					
水 域	該当類型	達成期間	暫定目標	備 考	水 域	該当類型	達成期間	暫定目標	備 考	
[略]					[略]					
陸 中 海 岸 北 部 水 域	[略]				陸 中 海 岸 北 部 水 域	[略]				
	高家川（高家 川本流）	<u>A</u>	[略]			高家川（高家 川本流）	<u>AA</u>	[略]		<u>令和6 年3月 19日適 用</u>
	宇部川（宇部 川本流）	[略]				宇部川（宇部 川本流）	[略]			<u>昭和52 年3月 22日適 用</u>
[略]					[略]					
[略]					[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。										